中間年評価の評価項目(案)

- 1 集落等の取組状況・交付金に係る効果等
 - (1) 集落協定

集落協定の概要

集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況

農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況

- ア 耕作放棄の防止等の活動
- イ 水路・道路等の管理活動
- ウ 多面的機能を増進する活動

自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況

- ア 農用地等保全マップの活動
- イ 地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動
- (2) 個別協定

個別協定の概要

農業生産活動等として取り組むべき事項の達成状況

2 成果と課題

中間年評価の評価項目について(案)

評価の根拠 評価項目

中山間地域等直接支払交付金実施要領(抜粋)

第13 交付金交付の評価

- 1 交付金の評価は、中間年評価及び最終評価とする。
- 2 <u>市町村長は集落等の取組状況を評価</u>し、その結果を都道 府県知事に報告することとする。
- 3 <u>都道府県知事は市町村長からの報告内容を、中立的な第</u> 三者機関において検討し、評価するとともに、その結果を 地方農政局長(北海道にあっては直接、沖縄県にあっては 沖縄総合事務局長)を経由して農村振興局長に報告するこ ととする。
- 4 農村振興局長は都道府県知事の報告を受け、中立的な第三者機関において交付金に係る効果等を検討し、評価するとともに、中山間地域農業をめぐる諸情勢の変化、協定による目標達成に向けての取組を反映した農用地の維持・管理の全体的な実施状況等を踏まえ、5年後に制度全体の見直しを行う。ただし、必要があれば、3年後に所要の見直しを行う。

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(抜粋)

第18 交付金交付の評価

- 1 実施要領第13の1の「交付金の評価」は、以下のとおり 実施する。
 - (1) 中間年評価は、市町村が行う平成19年度の実施状況の確認に併せて行い、平成20年6月末までに実施する。
 - (2) 最終評価は、平成21年8月末までに実施する。
- 2 評価は、<u>集落協定で規定した農業生産活動等として取り</u> 組むべき事項、<u>集落マスタープランに定めた取り組むべき</u> 事項等の達成状況及び首律的かつ継続的な農業生産活動等 の進捗状況等について行う。
- 3 市町村は、中間年評価において、集落協定又は個別協定 で規定した取組が不十分(自然災害等による不可抗力の場 合を除く。)な集落に対しては、取組の改善に向けた適切 な指導・助言を行うものとし、改善が見込めない協定にあ っては、第9の1の(3)(4)(6)及び(7)の措置を 講ずるものとする。

中山間地域等直接支払制度中間年評価

- 1 集落等の取組状況・交付金に係る効果等
- (1) 集落協定

集落協定の概要

集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状 況

農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況

- ア 耕作放棄の防止等の活動
- イ 水路・道路等の管理活動
- ウ 多面的機能を増進する活動
- ☆ 自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況
 - ア 農用地等保全マップの活動
 - イ 地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活 動
- (2) 個別協定

個別協定の概要

農業生産活動等として取り組むべき事項の達成状況

2 成果と課題